

第15回教育委員会会議

1 日時 令和元年7月30日 火曜日 午後3時30分～午後5時45分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
多田 勝哉	教育次長
花田 公絵	旭区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
水口 裕輝	指導部長
藤巻 幸嗣	教務部長
三木 信夫	生涯学習担当部長
森本 眞一	学校経営管理センター所長
村川 智和	総務課長
松村 智志	生涯学習担当課長
松田 淳至	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
弘元 介	初等教育担当課長
寺本 圭一	高等学校教育担当課長
山口 裕二	教育センター首席指導主事
富山 富士子	指導部首席指導主事
川本 祥生	政策推進担当部長

松浦 令 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第54号	大阪市社会教育委員の委嘱について
報告第25号	職員の人事について
報告第26号	職員の人事について
協議題第25号	令和2年度使用教科用図書の採択について
協議題第26号	令和元年度全国学力・学習状況調査に係る大阪市の結果について
協議題第27号	職員の部活動顧問への復帰について
議案第55号	職員の人事について
議案第56号	職員の人事について

なお、協議題第25号から第27号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第55号、56号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第54号「大阪市社会教育委員の委嘱について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は、社会教育法並びに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務を行うために設置されており、社会教育関係団体の代表、あるいは学識経験者等から構成されている。

まず解嘱について。松山信繁氏は任期途中だが、令和元年6月14日の大阪市PTA協議会総会において、大阪市PTA協議会会長を退任されたので、本委員を本日7月30日付で解嘱する。

次に委嘱について、松山氏の後任として、現大阪市PTA協議会会長である宮本隆司氏に新たに委嘱したいと考えている。

宮本氏の任期に関しては、条例第4条第2項により前任の松山氏の任期を引き継ぐことになるので、令和2年7月25日までとなる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第25号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、急施専決処分を行ったので、同条第2項に基づき報告する。

東中浜小学校教頭の休職に伴い、その後任人事として市教育センター指導主事、三柵義範を充てることとし、7月23日付で異動発令を行った。

本来であれば、教育委員会会議の承認を経て発令を行うべきところであるが、教育長の急施専決処分により行ったため報告を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第26号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件については、区役所の職員が勤務している総務部教育政策課区担当教育担当課長代理の人事及び7月2日の教育委員会会議で報告した学校経営管理センター担当係長の補充の人事である。

全市における人事異動日程に合わせ、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により報告するものである。

課長代理級については、平野区役所政策推進課長代理が兼務している総務部教育政策課平野区教育担当課長代理の補充の人事について、8月1日付で行うこととし、経済戦略局立地交流推進部サミット推進担当課長代理の納田早美を充てる。

係長級については、学校経営管理センター学務担当係長の補充として、同センター給与・システム担当係長の吉田信一郎を充てる。吉田の後任としては、同センター学務担当係長

の濱口育久、濱口の後任として、生涯学習部生涯学習担当の宮崎真幸を昇任の上充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第25号「令和2年度使用教科用図書の採択について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、令和2年度使用教科用図書採択に係る答申の資料について、3ページから4ページに教科用図書の見本本発行者一覧、5ページからが調査の観点を記載している。最終の23ページが教科書の閲覧に関するアンケートの集計を記載している。

桃色のファイルに小学校の答申資料本体があり、別綴じで地区調査の概要及び答申資料一覧がある。また、黄色のファイルが高等学校の令和2年度使用教科用図書の選定答申書、別綴じで高等学校分の参考資料を添付している。

最初に、高等学校の教科書採択について説明する。

今年は新たに検定済みとなった教科書はないため、全ての学校で様式3-Aの提出はなかった。したがって、本年度は主に今年度使用している教科書を変更する場合の様式3-Bについてご覧いただいた上で、お気づきの点について質問いただきたい。

参考資料は、答申書の様式3-Bに記載の81冊のうち、新規開講科目などを除く昨年度採択分から変更する教科書58冊を教科別にまとめた資料であり、表紙には各教科書の主な変更点を記載している。

2枚目以降は該当する58冊について、様式3-Bを教科別にまとめたものである。表の左から順に、学校名、教科、種目、発行者等が記載されている。

各教科書の特徴及び選定理由、前年度採択された教科書と変更理由、特に重視した点等をご覧いただき、ご質問、ご意見をいただきたいと考えている。

寺本高等学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、資料の表紙1枚目は、変更するという学校と、冊数を教科ごとに記載している。英語が10校28冊と数が一番多い。英語は科目数も多く、教科書の数も一番多いこともあるが、今回の選定理由等の特徴としては、読む技能をより効果的に、バランス良く学習できる、また言語活動、表現活動を行うための生徒の興味、関心を引くような題材があるということが選定理由に見られる。

また、表の右側に観点として特に重視する番号を上げている。特に左の内容については、5番の対話的な学びに資するか、7番の表現力の育成に資するか等の理由が見られる。

次に、令和4年開校の新普通科系高校に再編整備される3校、西高校、南高校、扇町総合高校の3校については、新高校の学びにつながるよう、令和2年度入学生から南高校が英語探究科、西高校が教育情報科に改編している。扇町総合高校には総合学科としてそれぞれ募集している。

西高校については、英語のコミュニケーション英語1、また英語科2・3年生の英語理解が変更されている。扇町総合高校については、地歴公民、理科で変更がある。

なお、南高校については、変更はない。

最後に、今年度開校した水都国際高校について、同校では、他校にない特色として、数学と理科においても英語で授業を実施している。1年生が今現在授業を受けているが、来年度の1年生に向けての変更としては、物理基礎と保健体育の2冊になっている。また、現在の1年生が2年生になったときの教科書として、現状に合わせて教科書を選定している。2年生の教科書については、参考資料ではなく答申書の3のBに記載されているので、合わせて確認いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 基本的にはこれで良いのですが、大学の受験生が多い学校について言うと、大学入試改革も踏まえて選んでいただいていると思うので、採択後のシラバス化に時間をかけていただきたく思います。センターにかわる共通テストの試行問題が既に実施されております。生徒の進路保障を第一に考えたシラバス化に伴うPDCAサイクルをお願いしたいと思います。

大学受験との関連で言えば、現実的には、教科書の内容の大半が共通テストにも出題されるはずですから、類題演習も踏まえてしっかりやっていただくことをよろしく申し上げます。

社会については、日本史と世界史の融合科目である歴史総合に変わり、必須となり、加えて地理も必須になります。いろいろな意味でたいへんでしょうが、教育の実践成果が出るような環境づくりを教育委員会事務局が中心になって行っていく必要があると思います。

【森末委員】 変える場合は、1年、2年、3年の途中で変わるということもあるのですか。

【水口指導部長】 継続性は大事にしておりますので、次の学年は学年の継続性、例えば2年生が使っている教科書を全然違うものに3年生で変えるということはないです。

【森末委員】 やはり同じところを使うと。わかりました。

【水口指導部長】 次回、8月6日の教育委員会会議には、各高等学校の選定調査会の委員長が出席する予定にしています。何か御質問等があれば、事務局にお伝えいただけましたら、当日は各学校の選定委員長が来ておりますので、お答えしたいと考えております。その後に採択をいただきたいというふうに存じております。どうぞよろしく願います。高等学校のほうについては以上でございます。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、小学校の教科書採択について説明する。

前回の教育委員会会議において選定委員会から答申があり、その後の協議題において各地区の特徴や課題について示してほしい、あるいは各地区調査結果の結果、どのような観点で、どの教科書発行者に優位性があったのか示してほしいとの意見をいただいた。

地区ごとの教科書に優位性があるのかということについては、教科用図書選定委員会においては複数上げる形で議論を進めた。それぞれの地域ごとに確認されていることを説明したが、その前段階、地区調査の段階において、2者の中でもその優位性について議論されているので、今回地区調査会での議論等を再度見直し、2者の中でも優位性があるものについての確認をしたところである。

今回の教科書採択については、5月30日に教科用図書選定委員会を設置し、その後学校調査会、専門調査会、新たに地区調査会を設置した。まず、市内289校の学校調査会において、約2週間学校調査を行い、並行して4地区13種目の専門調査会で約3週間の期間にわたり、市内各地で調査を行った。その調査には多くの学校の校長、教員が調査研究に当たり、その後地区調査会がそれらの調査結果を取りまとめて、選定委員会に報告するという流れで行ってきた。

その後に教育委員会事務局として、学校調査会の結果、あるいは専門調査会の結果の集約作業、資料作成、また調査会の段階に入ってから4地区それぞれの区担当教育次長と地区ごとで重視する調査の視点や調査書における内容、あるいは整合性、プロセスの確認など、何度も時間をかけて協議を行い、丁寧な採択づくりに努めてきたところである。

また、選定委員会との連絡、調整、あるいは資料準備と答申資料作成に向けた事務作業

は、地区調査会との確認も含めると、延べ800時間ほどの時間をかけて公平公正で適切な採択事務を進めてきたところである。

本日は、まず各地区の特徴、あるいは調査においてどのような点を重視して進めてきたのかということの説明した後、さらに改めて地区ごとに各種目の優位性のあるものについて説明したいと考えている。

その後、ご質問、ご意見をいただき、最後に採択の手順、あるいは方向性について、8月6日の教育委員会会議のオープンな場でどのように議論を深めて採択を行っていくか、イメージを共有したいと考えている。

地区調査の概要については、各地区担当者から説明申し上げる。

是澤指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第1地区は、大阪の玄関新大阪やベンチャー企業の集積が進む西中島近辺、USJ、海遊館等の集客施設、高い工業出荷額を誇る工業地域とあわせ、都心の中に緑豊かな水辺空間である淀川河川敷があり、ビジネス、生産機能と豊かな水辺環境などを有する地区である。

学力面では、全国学力・学習状況調査の結果から、国語、算数ともに課題があり、特に応用的なB問題について顕著である。よって、調査の観点の中の学力向上、論理的思考、判断力、表現力の観点を特に重視すべきと考えた。

また、教育委員会の国語・算数科教育推進ワーキングで主導する読解力向上、理解への興味喚起に資するもの、そして大阪市子どもの生活に関する実態調査の結果より、学びへの意欲、将来の夢等の喚起が重要課題であることから、児童の意欲、好奇心、興味を喚起する教科書の選定が望ましいと考えた。

当地区の学校調査会報告の概要について、観点1の「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する」と、「発達段階や特性等を踏まえつつ、論理的思考力・判断力、豊かな表現力等の育成に配慮」に関心が高く、また観点3「外的要素」の「挿絵や写真などが鮮明で、色使いが配慮されており、大きさや位置などが適切に配慮」に関心が高くなっており、第1地区として重視すべき学力向上と好奇心、興味喚起の観点に関心が高いことがうかがえた。

そして、専門調査会からの1次・2次の報告を受け、地区調査のまとめを行うに当たっては、次の留意事項について指示した。

1点目は、「総評」記載の特徴について恣意性が疑われないよう、その抽出基準と妥当性及びその文言表現に留意することです。具体的には、数者がともに有する特徴を1者だけ記載することは厳に避け、明確に比較優位性を示せるものを総評に記載すること。また、些末・部分的な短所を全体的な特徴として表記しないこと等の徹底である。

2点目は、他地区との関連についてである。他地区で短所が指摘された劣位のもの、当地区では優位としている場合、判断妥当性を明確化することが地区横断的に見ている選定委員会として必要になることに留意するよう徹底した。

佐々木指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第2地区は、西日本最大の大阪・梅田ターミナルを初め、大川・中之島エリアにある歴史的建造物、美術館などの文化集客施設、福島地区等の商業地域、鶴見緑地や桜之宮公園、城北公園・菖蒲園などがあり、ビジネス・文化機能と水・緑豊かな環境などを有する地区である。

第2地区は、全国学力・学習状況調査の結果から、教科書選定において標準的な内容がしっかり押さえられ、かつ主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう配慮がなされている教科書か否かを調査に当たっては重要視するポイントとした。

学校調査会では、調査の観点1「大阪市教育振興基本計画等との関連」では、「④児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、論理的思考力、判断力、豊かな表現力等を育成するよう配慮されているか」の項目について「優れている」と判断した学校の数が最も多く、次いで「③主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう配慮されているか」が多くあった。

調査の観点3「外的要素」では、「③挿絵や写真などが鮮明で、色使いが配慮されており、大きさや位置などが適切に配慮されているか」の項目について、「優れている」と判断した学校が全種目を通じて多く、その項目への関心が高いことがわかる。

種目で特徴的なものでは、「社会」は2者が優位で、その差はほとんどなく、もう1者との差も少なかった。

「理科」については、1者が少し抜けて優位であったが、他者についてはそれほど差がなかった。

専門調査会においては、「算数」では、特に主体的、対話的で深い学びの実現、教科横断的な視点に重点を置き、議論が進められた。例えば友達の手紙やまとめを書くことが示さ

れ、対話的な学習の実現を図れる表記があるもの、補充的な内容と応用的な内容がバランスよく扱われているものなど、数学的なおもしろさを獲得できるような配慮が各社にあった。

「社会」では、主体的に学習活動を進めることができるかが論点になった。学習の進め方について、具体的な参考の記述がある、まとめる活動のガイドがあり、児童が整理、活用し、学習を進めることができるなど、各者について報告があった。

亀川指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第3地区は、インバウンド観光拠点であるミナミや大阪城公園、船場地区を初めとするビジネス街、タワーマンションの建設が進む都心部、住吉大社や路面電車など趣のある町並み、そして大阪港、南港を中心とするベイエリアなどがある。

各区や各地域それぞれに特徴があるが、全体として見た場合、人と人、人と自然、昔と今、人と自然と科学技術、体と心、自由と責任、権利と義務、そして支え合いと自立のバランスがとれた地区である。

第3地区においては、選定事務についてもバランス感覚にあふれ、客観的、合理的で社会的に見て納得性の高い事務が求められる地区であると考え、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則を極めて高いレベルで遵守すること、そして選定委員会を示した調査の観点に極めて高いレベルで準拠することに目的意識を持って報告事務を進めてきた。

具体的に1点目の規則に基づき、学校調査会と専門調査会双方の調査の整合性の確認を重点的に実施した。例えば学校調査会と専門調査会との間で両調査会の対比表を作成し共有した。

また、2点目の調査の観点に基づき、大阪市教育振興基本計画などに示された基本的な目標について言及があるかを確認した上で、大阪市の2つの最重要目標に最重点を置き、次に今日的な教育課題3点に重点を置いて、報告事務を進めてきました。例えば国語科の場合、専門調査会において基本的な目標では、学校図書にすぐれている点が見られた。

安心・安全並びに学力、体力といった2つの最重要目標では東京書籍、さらに調査の観点に示された主体的思考力といった今日的な教育課題では教育出版と光村図書出版に優れた点が見られた。

1つ目の基本計画、2点目の調査の観点双方に基づき、当然のことながら学校調査会、専門調査会そして地区調査会の調査結果が合理的で説得力のあるものになっているかなど

を重点的に確認し、専門調査会へ指導、助言を行った。

大竹野指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第4地区は、日本で最も高層の商業ビルであるあべのハルカスや天王寺公園、長居公園などの緑地、コリアタウンや平野環濠集落といった個性豊かな町並みを有し、エリアによっては学校が多く立地しているところもある。歴史、文化豊かな居住環境とにぎわい、集客機能を有する地区である。

第4地区の大きな特徴として、地域間格差がある。また、今後、海外からの児童の増加が見込まれるエリアでもある。多様性を受け入れ、時代の変化に応じて仲間と協働して取り組むべき課題が町にたくさんある、そういったエリアだと考えている。

いかにグローバルな視点、そして多様性を受け入れる視点を持って子どもたちを育成するかというのが1つの大きな課題であり、教科書採択につきましても多様な子どもたちが例えば自分の習熟度に応じて問題が選べるような配慮があるかといったことも大切な観点だと考えている。

学校調査会においては、調査の観点1「大阪市教育振興基本計画等との関連」においては、「④児童の発達段階や育成等を踏まえまして、論理的思考力、判断力、豊かな表現力等を育成するよう配慮されているか」の項目について「優れている」と判断した学校の数が最も多くあった。

また、ユニバーサルデザインの観点として、文字数が適正であるか、子供たちにとって見やすい教科書であるかといった項目への関心が高いことも結果としてあらわれていた。特に道徳に関して、大阪市教育振興基本計画の重点項目であるいじめの取り扱いについての課題意識を打ち出した回答というのが多くあった。

種目で特徴的なものは、「国語」については2者が優位で、他者との差が大きかった。社会については、1者が優位で、他者との差が大きかった。「理科」の専門調査会では、児童が主体的に学ぶ展開になっているか等について議論があった。優れている点として、「身近な生活の中から問題を見出したり、学んだことを生活に生かしたりすることができる」「問題解決の順序に学ぶ工夫がなされている」等、それぞれに工夫があり、学ぶ力の育成が期待できるといった報告があった。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、優位性があった教科書について説明する。

まず、選定委員会においては、各地区調査会からの報告を受け、さらに議論・調査・研究を重ねた結果、各地区2者ずつ優位性のあるものが選定された。2者の中でもさらに優位性があるものについては、選定委員会での議論を踏まえた上で、各地区調査会における議論の中で優位性が認められたもの、または地区調査会代表と地区担当指導主事による再度の協議により優位性が認められたものであり、各地区、各種目について、この後述べる観点においてそれぞれ優位性があると認められたものとなる。

各地区各種目で優位性があったものについて、各地区担当者より説明する。

是澤指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第1地区について説明する。

国語について、優位性があったのは東京書籍と光村図書である。中でも東京書籍は、物語文、説明文など児童の発達段階が考慮された教材を取り入れるなど、豊かな心、創造性の涵養を目指すことに配慮されているという観点で優位性があった。

書写について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版である。中でも日本文教出版は、道徳教育の指導内容と照らし合わせ、道徳的心情を育むことができる題材を多く記載するなど、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に資するよう配慮されているという観点で優位性がある。

社会について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版である。中でも東京書籍は、どのように学ぶのかについてわかりやすく示された学び方コーナーがある等、児童が主体的に学ぶ工夫があり、主体的、対話的で深い学びの実現に配慮されているという観点で優位性がある。

地図について、優位性があったのは帝国書院である。安全な社会、防災について、日本の自然災害と防災に関する写真や絵、図などの資料が豊富で、学習内容と関連づけながら活用することができ、子供が安心して成長できる安全な社会の実現に配慮があるという観点で優位性がある。

算数について、優位性があったのは東京書籍と啓林館である。中でも啓林館は、日常的な場面から算数の問題に取り組むことができるよう配慮され、1つの問題に対して多様な考え方を經由するなど、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて配慮されているという観点で優位性がある。

理科について、優位性があったのは大日本図書と啓林館である。中でも啓林館は、自然の事物、現象についての問題を科学的に解決することができるよう、問題解決の過程が明記されており、児童が主体的、対話的で深い学びを実現できるよう配慮されているという観点で優位性がある。

生活について、優位性があったのは東京書籍と啓林館である。中でも東京書籍は、児童が具体的な場面をイメージできるように見やすく、わかりやすい写真や挿絵があり、例示についてスモールステップで説明されている等、児童の発達の段階や特性等を踏まえているという観点で優位性がある。

音楽について、優位性があったのは教育芸術社である。児童にとって親しみやすい教材、曲や楽しく工夫しながら旋律をつくることのできるものが多いことから、児童の発達の段階や特性を踏まえつつ、豊かな表現力を育成するよう配慮されているという観点で優位性がある。

図画工作について、優位性があったのは日本文教出版である。発想のヒントとなる手立てが種類も多く記載され、手や体を動かしたり、言葉から発想を広げたりできる題材などが示されており、主体的、対話的で深い学びに向けて取り組めるよう配慮されているという観点で優位性がある。

家庭について、優位性があったのは開隆堂出版である。資料には人権尊重の観点から配慮されたものが適切に取り扱われており、社会の多様性が示されるなど、子供が安心して成長できる安全な社会の実現に配慮されているという観点で優位性がある。

保健について、優位性があったのは東京書籍と学研教育みらいである。中でも学研教育みらいは、1時間の学習の進め方が明確に示されており、資料が豊富で友達と協力しながら課題解決できる内容であり、主体的、対話的に学習に取り組むことができるという観点で優位性がある。

英語について、優位性があったのは東京書籍と光村図書である。中でも光村図書は、実生活のさまざまな場面で活用したくなる表現が設定されていて、児童が自発的に話したくなるような工夫がされており、主体的、対話的で深い学びの実現に向け配慮がされている観点で優位性がある。

道徳について、優位性があったのは日本文教出版と光文書院である。中でも日本文教出版は、考え、議論する道徳の進め方が写真や絵でわかりやすく示されており、自分の考えを深めたり友達と話し合ったり、発表したりする学習活動の実現に向けて配慮されている

という観点で優位性がある。

佐々木指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第2地区について説明する。

国語について、優位性があったのは東京書籍と光村図書である。中でも東京書籍は、つかむ、取り組む、振り返るという学習構成で、児童がこれまでの学習を生かして効果的に学習できる工夫があり、主体的、対話的で深い学びの実現に向け配慮されているという観点で優位性がある。

書写について、優位性があったのは学校図書と光村図書である。中でも光村図書は、点画の書き方について比較しながら学習を進める展開になっており、持ち方の写真や詳しい解説文もあり、主体的な学びの実現に向けた授業改善に資するよう配慮されているという観点で優位性がある。

社会について、優位性があったのは東京書籍と教育出版である。中でも東京書籍は、社会に関心を持つきっかけとなる提案があり、既習内容をもとに自分たちの身の回りの問題について考えたり、話し合ったりすること、児童がよりよい社会について主体的に考えられるように配慮されているという観点で優位性がある。

地図について、優位性があったのは帝国書院である。地図の活用方法や情報の見方が詳細に記載されているとともに、地図の情報を児童が視覚的に捉えやすい構成となっており、心豊かに力強く、未来を切り開くための学力、体力の向上に配慮されているという観点で優位性がある。

算数について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版である。中でも日本文教出版は、学び方ガイドを参照しながら学習を進められるようにしたり、子供のノートの記述例を見開きで示したりするなど、思考力や表現力が高まるように配慮されているという観点で優位性がある。

理科について、優位性があったのは大日本図書と啓林館である。中でも啓林館は、安全面に配慮した記述が多く、安全に実験等を実施できるように配慮されており、安全を守るための力の育成に役立ち、子供が安心して成長できる社会の実現に配慮されているという観点で優位性がある。

生活について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版である。中でも日本文教出版は、「振り返り」、「つなげる」のコーナーに活動の振り返りや新たな活動の意欲につながる

るような表現があり、主体的な活動が連続発展し、深まっていくような配慮があるという観点で優位性がある。

音楽について、優位性があったのは教育出版である。教科横断的な指導ができるように、音楽を形づくっている要素や言葉の紹介、国際色豊かな教材の配列等があり、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、豊かな表現力等を育成するよう配慮されているという観点で優位性がある。

図画工作について、優位性があったのは開隆堂出版である。協働で行う活動や生活の中で使うものを製作する題材が多く取り扱われ、発想や構想のヒントの投げかけがあるなど、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に資するよう配慮されているという観点で優位性がある。

家庭について、優位性があったのは東京書籍である。児童の疑問に対する情報が充実しており、各題材が話し合い活動を通して学習の振り返りや実践や調理、製作などの改善について考える活動となっているなど、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた配慮があるという観点で優位性がある。

保健について、優位性があったのは東京書籍と学研教育みらいである。中でも学研教育みらいは、みんなが健康に生きていく社会づくりを目指し、問題場面や目当てについて考え、話し合う時間を多くとれるような工夫があり、主体的、対話的で深い学びの実現に配慮があるという観点で優位性がある。

英語について、優位性があったのは東京書籍と教育出版である。中でも東京書籍は、聞くことと話すことがバランスよく組み合わせられ、児童が目的を持ちながら楽しく活動できるようになっており、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて配慮されているという観点で優位性がある。

道徳について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版である。中でも日本文教出版は、人とのかかわりユニットによって、全学年で複数回いじめについて考える教材が重点として配置されており、安全な社会の実現や豊かな心の育成の実現に配慮されているという観点で優位性がある。

亀川指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第3地区について説明する。

国語について、優位性があったのは東京書籍と光村図書である。中でも東京書籍は、今

日的課題を使った教材が配列され、安心・安全な社会づくりの実現のためになすべきことについて、考えを深めることができるよう配慮されているという観点で優位性がある。

書写について、優位性があったのは東京書籍と光村図書である。中でも東京書籍は、系統性を持って取り組めるように、該当学年で学ぶこととこれまで学んだ学習事項を学習用語ごとにまとめているなど工夫があり、児童の発達段階や特性などを踏まえているという観点で優位性がある。

社会について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版です。中でも日本文教出版は、単元の初めに児童が疑問を持つような充実した資料があり、学習が進むにつれて出てくる新たな問いを示されているなど、主体的、対話的で深い学びへの工夫があるという観点で優位性がある。

地図について、優位性があったのは帝国書院である。各学年の発達段階に応じた地形、気候、産業に関する資料ページが掲載されており、既習事項と関連づけながら、論理的思考力、判断力、豊かな表現力等を育成するよう配慮されているという観点で優位性がある。

算数について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版である。中でも日本文教出版は、データの収集、分類、整理の仕方やデータを活用して問題を解決する学習の流れが掲載されているなど、論理的思考力、判断力等を育成するよう配慮されているという観点で優位性がある。

理科について、優位性があったのは東京書籍と啓林館である。中でも啓林館は、予想を立てる段階でのヒントを最小限にし、児童の主体的な考えや問題解決の力を養うような工夫や適切な内容が取り上げられ、主体的、対話的で深い学びに配慮されているという観点で優位性がある。

生活について、優位性があったのは東京書籍と啓林館である。中でも東京書籍は、学校生活において身につけるべき生活習慣や自然や生き物のことがバランスよく扱われており、新しい気づきや発見ができるなど、主体的、対話的な学びに配慮されているという観点で優位性がある。

音楽について、優位性があったのは教育芸術社である。基礎、基本の知識や技能の定着が図れるような学びの地図や振り返りのページの配置と友達と対話を通して学べるような工夫があり、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた配慮があるという観点で優位性がある。

図画工作について、優位性があったのは日本文教出版である。各領域が6年間で系統立

てて構成、配列されており、6年間でバランスよく学習できることに加え、幼少、小中接続のヒントとなるページが設けられており、豊かな表現力等を育成するような配慮があるという観点で優位性がある。

家庭について、優位性があったのは開隆堂である。題材の導入で大きな写真やイラストが掲示されており、児童がその題材から課題を見つけ、学習に興味、関心を持って取り組めるようにするなど、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた配慮があるという観点で優位性がある。

保健について、優位性があったのは東京書籍と光文書院である。中でも光文書院は、見通しを持って学習を進めることができる配慮があること、またさまざまなスポーツ選手の紹介もあり、道德教育を通して豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に資するという観点で優位性がある。

英語について、優位性があったのは教育出版と光村図書である。中でも光村図書は、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう、他者に配慮しながら主体的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うよう工夫されているという観点で優位性がある。

道德について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版です。その中でも日本文教出版は、教材、人の弱さとそれを乗り越えようとする強さや気高さについて理解できる教材が扱われ、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に資するよう配慮されているという観点で優位性がある。

大竹野指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第4地区について説明する。

国語について、優位性があったのは東京書籍と光村図書である。中でも東京書籍は、図書を紹介する単元が設定され、児童の読書意欲を喚起する工夫があることや単元でどんなことに着目して学習すればよいかが記載されており、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するという観点で優位性がある。

書写について、優位性があったのは東京書籍と光村図書である。中でも東京書籍は、発達の段階や特性に即し鉛筆の持ち方や点、画の書き方、水準等、その段階における指導すべき内容について工夫されており、豊かな表現力を育成することに配慮されているという観点で優位性がある。

社会について、優位性があったのは東京書籍と教育出版である。中でも東京書籍は、生かす学習において今までに学習したことをもとに自分の考えを記述し、生活に生かすことができるような例を提示する等、主体的に学ぶことができるような配慮があるという観点で優位性がある。

地図について、優位性があったのは帝国書院である。大阪市の地域学習の地図から移行できるページや社会的な見方、考え方の育成につながる問いかけを示した地図マスターへの道の掲載があるなど、主体的、対話的で深い学びに配慮されているという観点で優位性がある。

算数について、優位性があったのは東京書籍と日本文教出版である。中でも東京書籍は、各時間の目当てやまとめの明記、見通しを持って筋道立てて考えるための配慮や多様な考え方の例を掲載する等の工夫があり、論理的思考力、判断力等を育成する配慮があるという観点で優位性がある。

理科について、優位性があったのは東京書籍と啓林館である。中でも啓林館は、道德教育、防災教育の記述が多く、また自然や生活の中から問題を見出すページと観察、実験の結果から考察するページを明確に区別し、論理的な思考力を育成するよう配慮があるという観点で優位性がある。

生活について、優位性があったのは東京書籍と啓林館である。中でも東京書籍は、気づきの質を高める深い学びの姿が具体的に示され、思考ツールを活用した板書例等が授業風景として示されており、主体的、対話的で深い学びの授業改善に資する配慮があるという観点で優位性がある。

音楽について、優位性があったのは教育芸術社である。児童の発達段階や系統性に配慮し、身につけるべき力をわかりやすく示す等、新学習指導要領の観点をより意識した内容となっており、豊かな心や創造性、豊かな表現力等を育むような配慮があるという観点で優位性がある。

図画工作について、優位性があったのは日本文教出版である。児童の興味、関心を高め、イメージを膨らませながら多様な表現ができるよう、発達段階を考慮し、系統的な題材選びがなされており、豊かな表現力等を育成するように配慮されているという観点で優位性がある。

家庭について、優位性があったのは開隆堂出版である。児童自身の生活を見つめることを出発点とし、わかり、できるようになり、生活に生かして深めていく3段階で学べる工

夫があり、心豊かに力強く生き、未来を切り開くための学力の向上に配慮されているという観点で優位性がある。

保健について、優位性があったのは東京書籍と光文書院である。中でも東京書籍は、各単元において学習の流れが明確に示されており、課題を解決する学習に適しているなど、主体的、対話的で深い学びとなるような学習活動の構成に配慮されているという観点で優位性がある

英語について、優位性があったのは教育出版と光村図書である。中でも光村図書は、各単元をステップ1、2、ジャンプの段階で示すとともに、目標、学習の流れ、コミュニケーション活動、書く活動、振り返り等が明確に記載され、主体的に取り組めるような配慮があるという観点で優位性がある。

道徳について、優位性があったのは光村図書と日本文教出版である。中でも日本文教出版は、いじめについて相互理解、涵養、友情、信頼、生命の尊重等の複数の教材を集中的に構成し、子供が安心して成長できる安全な社会の実現に配慮されているという観点で優位性がある。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 参考までに今現在使っている業者さんを教えていただきたいということが1つと、各教科のデジタル教科書の有無についても教えてください。

【弘元初等教育担当課長】 現在使っておりますのは、国語が東京書籍、書写が日本文教出版、社会が教育出版、地図が帝国書院、算数が東京書籍、理科が啓林館、生活が東京書籍、音楽が教育芸術社、図画工作が日本文教出版、家庭が開隆堂、保健が学研教育みらい、英語は今ありません。道徳が日本文教出版となっております。

【山口首席指導主事】 教育センターの山口でございます。指導者用のデジタル教科書につきましては、現在小学校におきましては国語と算数を導入させていただいております。

【異委員】 デジタル教科書における調査の観点というのは入っていますでしょうか。地区調査会などで。

【弘元初等教育担当課長】 とりわけ国のほうの採択は基本紙のものでするようになってございまして、基本的には紙でやっております。ただ、調査する中でデジタル的な部分であるとか、QRコードの記載なども教科書に載っておりますので、そういったところを調査している調査会もございました。意見も幾つか答申の中に入れてさせていただいており

ます。

【異委員】 2019年から文科省のほうから市教委のほうにデジタル教科書の導入の通知というのが出されたと思っていたのですけれども、それは違っていませんか。

【山口首席指導主事】 恐らくそれは学習者用のデジタル教科書のことだと思います。

学習者用デジタル教科書につきましては、本市におきましては児童生徒用のタブレット端末は現在各校に40台というところがございますし、また1人1台ございませんので、本市の現状においては、なかなか導入は難しいということと、もう1つは文科省のほうにおきましても、まず紙の教科書に学習者用デジタル教科書を併用して活用することは構わないのだけれども、約2分の1程度の活用までにとどめることというようなことがございますので、今後、本市におきましても、どのように学習者用デジタル教科書を活用していくかということは検討していく必要があるかなというふうに思っております。

【平井委員】 基本的には現場の先生が選んだものが一番良いと思いますが、新学習指導要領のポイントとなるのが教科横断的な「主体的、対話的、深い学び」です。教科という1つの枠の中で、「点」で選んでいるので、「線」としてつなぐ努力をしてほしいと思います。同時に、プログラミング、ICT、それからSTEM等も統合的に考えて指導できるようなシステムづくりをお願いしたいと思います。

生徒の学力到達度を高めるという一番の目標に向けて、ツールとしての教科書採択とシラバス化を通じて、最終的には4地域のそれぞれの学校の個々の児童・生徒の個別最適学習まで結びつくのかポイントだと思います。教科書選びから発展させて、「点」から「線」への実現を図ってほしいと思います。

【森末委員】 私も高学年レベルの大体4年から5年、6年、特に6年重点に大体読んでみて、気になったところというか、異議を唱えるわけではないですけれども、どんなふうに思われているか聞きたい。

例えば理科では、啓林館が現時点使われていて、今回も皆さん優位性があるとしていますが、意外と難しいような気がします。使われていて、現実に使いこなせていますか。

【長谷川指導主事】 理科の長谷川でございます。大阪市では長年啓林館を使っているというところで、そういった部分については現場の先生方から使いにくいということは余り入ってきてはいないです。

【森末委員】 生徒さんの理解はそれで進んでいるかどうかというところについてはどうですか。

【長谷川指導主事】 今までの分はもともと理科というもので別冊があって、そういう部分でも内容の点から学びができるというところで、新しい教科書につきましてもそういった部分を重視されているというふうに聞いております。

【森末委員】 あと保健ですけれども、学研とか私もよかったなと思っていたのですが、癌の発生の機序とか、要するにどんなふうに癌になるのだとか、インフルエンザはどんなふうになるのだとか書いていて、とても良いなと思ったのですが、ほかのところでは余り扱われていなかった。多少はあったのだけれども、扱われているのは学研だけですかね。ざっと読んだ限りではあまりなかった。多少はあったけれども、癌まではさすがになかったと思います。

【渡辺指導主事】 教育センターの渡辺です。よろしく申し上げます。癌に関しましては、中学のほうで力を入れるということなので、小学校の限られた時間数では全てのことが網羅できないということで、生活習慣病として1つ見ているという形になっています。

【森末委員】 でも、学研は書いていましたから、結構良いなと逆に思ったのですけれども。わかりました。

あと、国語もやはり私も東書は確かに良いなという感じがしたのですが、ただ最近の教科書でこんな本も読んでみましょうとかですごく紹介しているのは、全般的に良いなという印象があったのですけれども、特に東書の場合はその辺が結構たくさん上げておられたなという印象はありました。その辺は評価されていましたか。

【石田指導主事】 教育センターの石田でございます。東京書籍では、本当に図書館を利用、それから本の紹介、大変充実しております、そのあたりはやっぱり東京書籍が評価されております。

【森末委員】 今までも東京書籍でしたかね。

【石田指導主事】 はい、現在もそうです。

【平井委員】 新学習指導要領での英語の授業は「英語で」が基本。つまり、生徒たちに英語を使わせる環境づくりをすることだと読み替えられます。選定されたテキストはどれもよいものばかりと思いますが、大切なのは使い方。コメント欄に日本語が多いということを書いている教科書もあり、コミュニケーション・ツールとしての英語学習なら、少し気になるところですが、それを選ぶのであれば責任持ってその活用方法を考えていただきたいと思います。

先ほど採択についてという文章があって、最後に主なご意見、感想というのが23ページ

に書いてあります。例えば23ページに「小学校の英語を見て結構レベルが高いように思いました」とありますが、これが実態だと思うのですね。実際、教科化されると評価しなければならない。本来、中2で習う過去形も小6に前倒しをされている。結果として、中1の秋ぐらいに英語嫌いが出てくる可能性もあると思うのです。教える側が非常に不安でしょう。事務局はそういった不安感も取り除いてあげられるような施策も一考してほしいと思います。テキストは良いものばかりでした。特に、英語は4技能が強調されているのでシラバスを公開するなど、説明責任が果たせるようにしてほしいと思います。

【異委員】 先ほど今現在使っている業者さんというのを伺いましたのですけれども、国語と地図と理科と道徳ということで、継続希望があるということは、多分すごく使い勝手がよくて、なれ親しんでいるのかなというふうには思いました。

特に書写と保健では、少しばらつきはあるのですけれども、選定委員会の答申を読んでも、すごく選定委員会の中で良い業者さんを上げているのですけれども、業者さんが違っても、同じ内容、例えば主体的、対話的で深い学びの実現というのがほかの業者さんでも同じような文言が書かれているということがありますので、要は授業の手法で変わるのかなと。いろんな観点がありますので、それは各地区の選定委員会を尊重して、あとは先生方の使われる手法で変わってくるのかなと思いました。

あと、先ほども少しお伝えしたのですけれども、各校に今40台のタブレットがあるということで、幾つか教科書にQRコードがついていたと思うんですけど、私もスマホでQRを読み込んでみると、英語であれば英語の歌が流れたり、発音が流れたりとか、あと社会であれば関連するインターネットに飛んだりとか、すごくより深く学べるようになっているのかなというふうに思いました。

ただ、それを持ち帰って自宅でとなると、スマホの所持の有無によって、持っている子と私の子供も持っていないので、その辺の議論は出てくるので、基本的には学校で使用するというようなことが望ましいのかなというふうに思うのですけれども、学校にあるタブレットというのは、インターネットは普通開設していますよね。QRコードに飛べるような各児童がその教科書に対応して飛んでいけるような、深く学べるような設定にもなっているのですかね。せっかく良いものが大阪市は環境としてはあると思うのですけれども、それが十分活用されなかったらもったいないなと思ったのですが、どんな感じですか。

【山口首席指導主事】 御指摘いただいたタブレット端末ですけれども、現状におきましてはQRコードを読み取るためのいわゆるアプリが導入されていないというところがあ

りますので、今回教科書をさせていただいて、おっしゃるとおりQRコードを活用して授業を行えるような形に持っていくべきだと考えておりますので、現在本市で導入しているタブレット端末にQRコードを読み取れるアプリを導入するよう対応しているところでございますので、来年度、教科書が決まり次第、使えるような形にも持っていきたいというふうに思っております。

【異委員】 恐らく近い将来、そういうQRコードであったり、インターネットを使って授業の活用がすごくふえてくるのではないかなというふうに考えておきまして、そのメリットとしてデジタル教科書もそうなのですけれども、先生方がDVDとかいろんなものをまた別で探して持ってくるという、負担の軽減にもなるのかなというふうにも思いましたし、あとは学習障害のある生徒さんへの活用というのも、文字を大きくしたりだとか、音声を出してみたりとか、その辺のケアが可能になってくるのと思っておりますので、現在ついているものが活用できる、できないはあると思うのですが、今後そのようなせっかく最先端、ICT教育で力を入れているので、その辺も視野に入れながらされたらどうかと思いました。

【山口首席指導主事】 また検討を進めてまいります。

【山本教育長】 次の8月6日に採択の運びを予定いたしておりますけれども、採択の決に入るときにも、それぞれの地区別なりあるいは種目別でご議論いただく場は設定させていただきたいと思っております。

現場の声を今回丁寧に聞いておりますが、新しい時代の変化の中で求められているものも違ってきて、多様になってきていますので、本日はどう使うかということのご議論もいただきました。そのこともまた6日にも議論、オープンな場で深めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

【水口指導部長】 ありがとうございます。今教育長からもお話しいただきましたが、次回はまず高等学校のほうから先に採択させていただければと存じております。その中では選定委員長も来ますので、またご質問いただけたらありがたいなと思っております。

その後、続いて小学校の教科書採択についての説明をさせていただいて、種目ごとに各地区の優位性について説明させていただいた上、ご意見、ご質問、ご協議いただいて、各地区にふさわしい教科書の採択をしていただくといった形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

協議題第26号「令和元年度全国学力・学習状況調査に係る大阪市の結果について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度の全国学力・学習状況調査の大阪市の結果について報告する。

昨年度の厳しい結果を踏まえ、10月より政令市15位相当を目標にさまざまな取り組みを進めてきたが、小学校の算数においては、その目標を達成したものの、他の教科では達成できなかったという結果である。

中学校においては、昨年全て最下位であったが、本年度は全て最下位を脱出した。

残念ながら、小学校の国語のみが19位と同率の最下位という結果であった。

これらの結果については、決して満足できるものではないが、昨年の結果を受けて、教育委員会と学校現場が一体となって取り組んだ全小中学校への学力向上サポート訪問、あるいは活用問題を中心とした振り返りプリントの実施など、取り組みを進めた結果でないかと感じている。学校現場の教員、あるいは子どもたちも努力してくれたのではないかと考えている。

とりわけ本市の学力向上施策の1つである学力向上推進モデル事業、いわゆる国語、算数、数学の授業改善を目的とした実践的指導を行う事業のモデル校においては、これまで本市で課題であった国語における書く力を問う問題で全国水準に近づいたり、あるいは数学における数学的に考える問題で全国水準を上回ったりするなどの改善が見られてきたところである。

こうしたことから、来年度に向けては、本年度の課題を取り入れた振り返りプリントの確実な実施並びに学力向上推進モデル事業での効果的な指導方法を全小中学校で共有しながら、よりきめ細かく支援をして、大阪市全体の学力向上につなげていきたいと考えている。

山野教育事業推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市の結果について説明する。小学校国語について、全国の平均正答率を1としたときの大阪市の平均正答率は、0.91となっている。今回からA問題、B問題がなくなり、比較が難しいが、平成30年度がA、Bともに0.93であったので、0.91に低下したという結果になる。問題数では、全国は14問中8.9問の正答、大阪市は8.2問が正答となる。特に同音異義語がある平仮名を漢字で書く問題において、全国との差があった。

小学校算数については、対全国比が令和元年度は0.98であり、平成29年度、30年度と徐々に上昇している傾向がうかがえる。

中学校国語については、対全国比が0.96、同様に数学については0.95であり、平成30年度とほぼ同じ結果であった。

また、今回から実施された中学校英語については、0.96という結果であった。

続いて平均無解答率の令和元年度の全国との差について、小学校算数でマイナス、すなわち全国よりも無解答が少なかったものの、それ以外については、全国を下回る結果になった。

先ほど指導部長からの説明にもあったように、改善の兆しはあるものの、平均正答率は全ての教科で、平均無解答率は1教科を除く全てで全国を下回る結果であったことから、振り返りプリントなどの取り組みを強化したいと考えている。

続いて、質問調査結果、いわゆるアンケート調査について説明する。

文部科学省が学力と正の相関性があるとしている質問項目のうち、「朝食を毎日食べていますか」や「学校の決まり、規則を守っていますか」、「学習規律の維持を徹底しましたか」の質問に対する肯定的な回答の割合は、小中学校ともにやや増加した。しかしながら、総じて全国を下回る状況であることは変わらないので、家庭における学習習慣の定着や、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などを図る必要があると認識している。

今後教科や質問紙調査の詳細な分析を引き続き進め、各校への指導に役立てたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 ワーキング・グループで取り組まれている算数などのモデル校は改善の兆しが見られているようですし、そういったプラスの材料は市教委のホームページや、あるいは校長会などで紹介し、現場に落とし込む配慮が必要だと思います。

【山本教育長】 検討している中でいろいろ改善が出てきたところが幾つか見受けられますので、そのあたりは図示してわかるようにして、その背景には今平井先生がおっしゃったように取組があるわけですので、その説明もしていきたいと思っております。今後、どのようなところが伸び、どのようなところ伸びなかったのかを含めて分析をさせていただいて、取り組みの内容、あるいは全体的な教育施策、支援策のチェックなどをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【異委員】 子供が6年生で、この時期の前にプリントとかテストがすごく多くなった

ので、子供たちも多少は実感しているのかなと思ったのですが、今回の結果、少し去年よりは全体的に上がったかなというような見方ができると思うのですが、さき程分析の話が出たので、スーパーリーダーシップ校と学校力アップ支援校について、下位層の効果が出たのか、全体的にアップしたのかというところがすごく気になるので、その辺もあわせて報告いただきたいと思います。

【山本教育長】　　まずはもう少し詳細な分析をし、それをもとに御意見をいただく場面をまた設定したいと思います。

協議題第27号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、平成29年3月7日に議決いただいた「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」の規定を改正するものであり、事前に委員の皆様のご意見をいただきたい。

まず、「1 暴力行為等が発生した場合の対応」については変更せず、従前どおり部活指導中の暴力行為等が発生した場合には、直ちに当該教職員を部活動顧問から外すものとする。

次に、「2 処分確定後の対応」については、処分確定後、原則として1年以上、当該教職員を部活動顧問に復帰させない点に変更はないが、部活動顧問を外した教職員が他校の部活動指導に従事したことが判明した事例があったため、当該教職員が勤務校だけでなく他校の部活動指導にも一切従事できないことを新たに明記した。

次の再発防止研修の実施からは、当該教職員への処分実施後、部活動顧問への復帰を認めるまでの具体的な手続についてとして、順を追って説明する。

まず、再発防止研修の実施については、学校長は当該教職員の懲戒処分発令後2週間以内に研修実施計画を教育委員会に提出し、計画に基づき事務局の指導、助言のもと、当該教職員への研修を実施するものとする。

具体的な手続としては、学校長からの研修実施計画を服務・監察グループで受領した後、研修実施計画に体罰、暴力行為の事案の概要、処分にあたって実施した事情聴取の記録など、事案の関係資料一式を添えて、資質向上推進室へ提出する。その後、資質向上推進室の指導員が学校長に対し、事案の内容や当該教職員の理解度に応じて適宜研修メニューの追加や変更など、指導、助言を行う。

ここまでの経緯については、部活動中の暴力行為に限らず、従前から体罰により行政措

置以上の処分になった者について全てこのような取り扱いとしているが、部活動中の暴力行為により再発防止研修を受講している者については、この研修の最終段階として、当該教職員本人による課題発表を義務づけるものとしている。

「4 研修の効果測定」については、当該教職員による課題発表において、研修内容の定着度、部活動指導に必要な適格性の確認ができれば、研修を終了し、学校長は研修実施報告書を教育委員会へ提出するものとする。

続いて「5 部活動顧問への復帰の申し出」については、学校長は当該教職員の処分確定後、1年以上が経過した当該教職員を部活動顧問に復帰させようとする場合には、部活動復帰申出書に研修実施報告書の写しを添えて、教育委員会へ申し出ることができるとしている。学校長には単に1年以上経過していることだけでなく、部活動顧問への復帰に対する被害生徒や保護者の受け止めを考慮の上、申し出の判断を行うよう伝えてまいりたい。

「6 部活動顧問への復帰の承認」については、学校長の申し出を受けて、教育委員会会議に当該教職員の部活動顧問への復帰の可否をお諮りする際に御判断いただく基準において明記している。ただし、復帰を認める場合は、次の条件をつけたいと考えている。

1 点目に、学校長は当該教職員が復帰する部活動において、必ず他の教職員を主顧問として配置する。

2 点目に、学校の内外を問わず、必ず自校の他の教職員と合同で部活動指導に従事するものとしている。これらにより、復帰後の当該教職員が単独で部活動指導に従事することがないようにしている。

3 点目に、部活動への復帰から一定期間経過後、事務局職員が当該教職員の状況を再確認する。

最後に、当該教職員が部活動顧問の復帰後、先ほどの条件を遵守の上、一切の体罰、暴力行為を起さずに1年間経過した際には、学校長の判断により当該教職員を主顧問として、単独で部活動指導に従事させることができるとしている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 他都市において、そういう体罰とか暴力を行って復帰する条件というのは、多分どこも明確にされていないと思いますので、今回復帰するに当たって、非常に慎重に議論した上、また現場の状況もしっかり把握した上で、見直し、改善も含めて決めていったほうが良いと思います。

もう1つは、処分確定後の対応について、原則として1年以上、そしてその後は副顧問として大会に引率することはできないということですか？

【松井教職員サービス・監察担当課長】 中体連などの大会の場合は処分後2年間引率できませんので、その部分についてはできません。

【異委員】 1年部活動から離れて、もう1年も引率することができないので、これも中体連のルールと合致しているということによろしいのですね。それは当然だと思います。

もう1つ質問があるのですが、研修を実施されるということなのですけれども、具体的にどのような研修を今現在で考えられていますか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 学校長が主体となり、研修の計画を作っていたのですが、まずは、自分が起こした事例に対しての振り返りでありますとか、やってきたことに対して次は改めてどうするのかというところを、当然自分でも述べていただきますし、我々のサービスの観点から、体罰を担当している係長などから、このようなことに気をつけるようにというふうなことをもちろんさせていただきます。その他には資質向上推進室の指導員からの校園長支援という形で、校長OBの方々からどういうふうなことをやっていったら良いという内容を示していただきます。

【異委員】 心理的なアンガーマネジメントや、感情をコントロールするようなことは、今は考えていないのですか。多分、理論ではわかっているのかなと思うのですね。平成25年度以降、大阪市は体罰・暴力行為は絶対なくすということを強く言っているのですが、これがわかっていなかったら論外なのですけれども、理論ではわかっておきながら、現場でカッとなってしまったときに出てしまうのかなと思うので、その辺のコントロールはスキルなので、学習されたら良いのではと思いました。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 その辺も盛り込むようにいたします。

【異委員】 あと、体罰にレベルなどないのですけれども、比較的軽度な体罰と、激しい暴力に対しての復帰条件を一緒にするのかとか、内容をレベル分けするのかとか、その辺も検討したほうがいいのかと思いました。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 レベル分けにつきましては、一概に例えば処分、量定を定める際にも、過去に処分歴があるかないかを上積みされる部分がありますし、異委員がおっしゃったような形で行為の内容によってもそもそも変わってくる状況がございます。

反省の度合いや、生徒に非違行為があったのか、なかったのかということもありますので、

単に停職になったから何年、あるいは戒告だから緩くていいということではなくて、反省度合いでありますとか、あるいは被害を受けた生徒、あるいは保護者、また被害の状況を見た部員たちが復帰しても問題ないという心情になっているかが非常に大きいとっておりますので、今回考えておりますのは、学校長からいただいている復帰の申出書のほうにも途中で、部活動復帰申出書の学校長としての所見等にも保護者の状況なども含めて記載していただくというのが1つかなと。その中でやはり許されないということであれば、期間も長くしていかなければならないのかなということ、軽い体罰だったとしても、心情的なもので許していただけないのであれば、2年以上、もっと言いますと最初の1年から1年半、2年になるということも考えなければなりません。最低1年、そこから復帰後も最低1年というふうになるということです。

先ほど申しましたように、レベルで分けてしまうと、それだけが物差しになってしまいますので、そこはケース・バイ・ケースで、個々の案件でお諮りさせていただきたいと思っております。

【異委員】 十分御承知だと思うのですがけれども、研修したからオーケーというわけではなくて、副顧問であろうと、やっぱり現場での活動を複数の目でもう一度チェックしていただいて、そのハードルは高くしていただきたいなと思います。

先ほども申しましたが、復帰条件の規定は他都市にはないので、恐らく大阪市がモデル的なことになってくると思いますので、慎重に議論をお願いしたいと思います。

【森末委員】 今回こういうふうな修正を加えることは、私も良いなと思っております。1年経ったから原則復帰させないといけない、あるいは校長先生に何故復帰させてくれないのかという圧力が加わるのはおかしいので、これはこれでとても良いと思います。

問題は、以下の条件を付するということで、単独ではいかなる理由があっても指導させないとなりますが、主の顧問と、副の顧問として今回の対象になった者が一緒になったときに、主の顧問が忙しいからやっというということで単独にさせることが想定されるわけですね。そういうときどうするかという問題が問われてくるので、それについて主の顧問にこれは条件を職務命令として与えるのか、それで違反した場合にはどんな措置をするのかということも考えないといけないのかなと思います。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 ご指摘のように、やはりその部分は絶対だと我々も思っております。ですので、それを破った場合、いかなる理由であったとしても、破った副顧問については職務命令違反というふうなことを問う形で考えておりますし、学

校長について管理監督責任を問う場合もあると考えております。

【森末委員】 主顧問についてもどうするかという問題が実はありますけれども、そこまでするのかどうか含めて考えないといけないというのが、運用については問題があるかもしれないと思います。

【松井教職員服務・監察担当課長】 そうですね、そこはきっちりやっていきたいと思っています。

【平井委員】 復帰させて副顧問をするにしても、「チーム学校」としての同僚との関係性、あるいは生徒や保護者への対応ということもきちっとおさえつつ、職務に精励するよう指導してほしいと思います。

【藤巻教務部長】 わかりました。ご意見について議案に向けて検討します。

【異委員】 もう一点確認なのですが、復帰するときは同じ部も可能なのですか。

【藤巻教務部長】 今考えておりますのはそうです。専門の分野以外の活動をしていただく場合もちろんありますが、違う部活動であったとしても、同じ部活動であったとしても、1年間は認めないと。学校が変わろうと何であろうと、部活動に携わるということは、1年間なり副顧問は1年というのは一緒です。

【異委員】 ということは、例えば1年生のときに体罰を受けた被害生徒がいるとしますね。3年間その子が部活したときに、3年生の時にその部に復帰される可能性があるということですよ。こういう場合、もし被害生徒がすごく深い傷とトラウマがあった場合、保護者の方も含めて、絶対ノーだとなった場合はどうするのですか。

【藤巻教務部長】 先ほど申し上げましたような保護者とか生徒の心情というものを必ず確認して、そこが一番大事ですということでもありますので、その辺は単純に1年経過したことから副顧問の復帰ではなくて、やはり被害生徒の心の傷であるとか、あるいは同じ部活動をしていた仲間たちもどうかというふうなことを確認した上で、復帰ということを考えております。

【異委員】 その辺も優先して、大切にしていきたいと思います。

議案第55号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、中学校の事務職員が、公立学校共済組合が実施する厚生施設宿泊補助制度を不正に利用したことに係る懲戒処分に関する案件である。

被処分者は、中央区の中学校事務職員であり、処分内容は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号による懲戒処分として、停職二月とする。

本件事案概要について、当該職員は、平成28年8月から平成31年2月までの間、公立学校共済組合大阪支部が運営しているホテルアウィーナ大阪に宿泊の対象者ではない家族2名と宿泊した際、共済組合の宿泊補助制度を不正に利用し、金額は247万9,248円を受給していた。

当該職員は、宿泊補助制度を受けるために、同僚の教職員らから組合員証や組合員番号を借りたが、当該宿泊施設から組合員証の提示を求められたことは一度もなく、宿泊当日に組合員番号等を確認するだけで宿泊補助制度を利用できる状況であった。

発覚の経緯については、平成31年2月18日、当該宿泊施設の職員が頻繁に宿泊している当該職員を不審に思い、宿泊補助制度の不正利用を指摘したことから発覚した。当該職員の母親は腎臓に持病があり、病状が悪化したことから、医療用のベッドが必要であったものの、居住環境や金銭面の問題などから宿泊補助制度を不正に利用し、当該宿泊施設を頻繁に利用するに至った旨、事務局の事実確認の際に述べている。

なお、当該職員は当該宿泊施設から求められた宿泊補助制度の不正利用分は全額返済をしている。

処分量定について、当該職員の行為は、故意に共済組合の補助を不正に利用し、支払われることを見通しているため、刑法上では詐欺罪に当たる可能性が考えられる。大阪市職員基本条例第28条別表第63項、横領、窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、公務執行妨害または職務強要を行うことに該当し、懲戒処分の種類としては免職または停職となる。

また、第54項、故意に法令に違反して給与の支給に関し不正な手続を行うこと、または故意に届出を怠り、もしくは虚偽の届出をして給与を不正に受給することに準じる行為とも考えられ、懲戒処分の種類としては免職、停職または減給となる。

以上のことから、不正利用が長期間にわたるとともに、支払いを免れるための金額が多額であるため、過去の諸手当不正受給事案の量定との均衡などをもとに判断すると、停職三月とも考えられるが、家族の命を守りたい思いが動機であったことや、当該宿泊施設から求められた宿泊補助の不正利用分を返済し、刑事事件としては取り扱われていないこと、さらに当該宿泊施設における手続の確認がずさんであったことと、不正利用期間が長期間にわたらせ不正受給を増大させてしまったといわざるを得ない状況などを鑑み、停職二月が相当であると考えている。

本日承認いただければ、7月31日に処分発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第56号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、事務局職員の懲戒処分を行うものである。被処分者は学校経営管理センター担当係長であり、処分内容は減給二月とする。

事実の概要について、被処分者は令和元年6月5日の勤務時間外において、同じ職場に勤務する女性の非常勤嘱託職員に性的な内容の発言並びに身体の接触等、セクシュアルハラスメントと認められる行為に及んだものである。

発覚の経緯について、被害者は事案発生の翌日である6月6日、女性の同僚職員に事案を相談したところ、直接の上司にも相談するべきであると言われ、上司に相談したところ、局のセクハラ相談窓口に通報するべきであるという助言により通報があったことから、組織として把握し、発覚に至った。

処分量定について、大阪市職員基本条例別表第33項では、相手の意に反することを認識した上で、他の職員に対し性的な内容の発言や身体への接触等を行うことについて、減給または戒告とされている。類似事案をもとに本件事案に照らすと減給に該当し、その上で飲酒時の行為であったことを加重要素として総合的に考慮すると、減給二月が相当であると考えらる。

本日承認いただければ、7月31日に処分発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
